

議案第七十五号

港区立大平台みなと荘条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立大平台みなと荘条例の一部を改正する条例

港区立大平台みなと荘条例（平成十年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第九条、第十七条関係）

利用区分		一部屋の利用人数		利用料		備考
		休前日等の利用	休前日等以外の利用	大人	子供	
二人	一人	大人	大人	一四、五〇〇円	一一、五〇〇円	
		子供	子供	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円	

休憩	宿泊			五人	四、五〇〇円	一人一回
	三人	二人	一人			
	五人	四人	三人	六、〇〇〇円	七、〇〇〇円	九、〇〇〇円
	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二五〇円	五〇〇円	二五〇円
	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	二五〇円	二五〇円	二五〇円
						一人一泊 二食付

備考

一 この表において「休前日等の利用」とは、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日の前日、一月一日から同月三日まで並びに十二月二十九日及び同月三十日の利用をいう。

二 この表において「大人」とは、子供又は四歳未満の者に該当しない者をいう。

三 この表において「子供」とは、小学生及び四歳以上の小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

四 四歳未満の者の利用料金は、無料とする。

付 則

1 この条例は、令和二年一月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立大平台みなと荘条例別表の規定は、令和二年四月一日以後の利用分について適用し、同日前の利用分（同年三月三十一日から同年四月一日にかけて宿

泊する場合を含む。）については、なお従前の例による。

（説明）

大平台みなと荘の利用料金について、新たに利用料金の区分を定めるとともに、当該区分の上限額を定めるため、本案を提出いたします。